

募集

ヘルパー2級養成講座

大隅地域福祉事業所『ゆらおう』主催のヘルパー2級養成講座を実施します。

終了した方に、厚生労働省の定める訪問介護員2級課程を修了したことを証する『終了証明書』および『終了証明書（携帯用）』が交付されます。

●期間

平成17年1月15日～3月26日

（土曜日・日曜日の午前9時～午後5時）

※カリキュラムは、問い合わせ後、送付します。

●会場

ゆらおう（託児あり・料金別途）

鹿屋市新生町20-5

オガワビル103号

●募集人員 16人（年齢は問いません）

●受講料 80,000円

●申込締切

平成17年1月12日（水）まで

（定員になり次第締め切り）

電話で問い合わせください。

申込書を送付します。

【問い合わせ先】

大隅地域福祉事業所ゆらおう

TEL 0994-42-7077

担当（的場）

お知らせ

調理師のみなさまへ！

平成16年度は、就業届を提出する年です。

近年、国民の食生活における外食依存の傾向が高まっており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の方々が、国民の食生活に果たす役割が、ますます重要になっていきます。

このため、みなさまの資質の向上を目的とする研修等の事業が円滑に実施できるよう、2年に1度『調理師業務従事者届』を提出していただいています。

●届出の必要な調理師の方々

調理師免許を持つている方で、平成16年12月31日現在において、寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、飲食店、その他多人数に飲食物を提供している施設、魚介類販売、そらざい製造業等で調理業務に従事している調理師の方々です。

●届出の方法

『調理師業務従事者届』を、平成17年1月17日（月）までにご提出ください。

●『調理師業務従事者届』の提出先

〒899-17104

志布志町志布志2-1-11  
志布志保健所  
TEL 0994-72-11021

法務局サンデー相談

●日時 平成17年1月16日（日）

午前10時～午後4時

●場所 鹿屋市中央公民館

●相談の内容

登記、戸籍・国籍、供託、人権、公正証書

相談員 法務局職員、人権擁護委員

公証人、司法書士、土地家屋調査士

※相談は無料、秘密は固く守られます。

【問い合わせ先】

鹿兒島地方法務局鹿屋支局総務課

TEL 0994-43-6790（内線41）

個人事業者の方へ

消費税の届出書の提出はお済みですか？

事業者の方で、平成15年分の所得税の確定申告等において、消費税の課税売上高が1千万円を超えた方は、平成17年は消費税の課税事業者となります。

新たに課税事業者になれる方は、

『消費税課税事業者届出書』を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

※納税の方法として、銀行や農協・郵便局などの預金口座から自動的に納税することができるよう『振替納税』のご利用をおすすめします。

ご利用を希望される方は、『口座振替依頼書』を所轄税務署長に提出してください。

消費税の届出等について、不明な点や詳しく知りたいことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室におたずねください。

【問い合わせ先】

大隅税務署

TEL 0994-82-0007

鹿兒島税務相談室

TEL 099-255-8118

生涯学習県民大学 開催のご案内

●対象 近隣の町内に在住する成人

●定員 30名（先着順）

●実施場所 有明高等学校

『情報処理実習室』

●実施日時

平成17年2月7日（月）

～2月28日（月）（10日間）

月・火・木の午後7時～9時（2時間）

●内容 文書やハガキの作成

表計算ソフトの利用

デジタルカメラの利用

インターネットの利用

●申込締切

平成17年1月17日（月）

●申込宛先

鹿兒島県立有明高等学校

生涯学習県民大学担当（前田）

TEL 77-0547

交通事故無料相談

（社）日本損害保険協会では、自動車保険請求センターを全国に設置し、交通事故でお困りの方々の自賠責保険や任意自動車保険の請求について、一切無料で相談に応じています。

●相談日（電話相談可）

月曜日～金曜日

午前9時～12時・午後1時～5時

（祝日を除く）

●弁護士相談日

毎月第2・4木曜日 午後1時～4時

（予約制・要面談・無料）

【問い合わせ先】

（社）日本損害保険協会

鹿兒島自動車保険請求センター

TEL 099-252-3466

2005年農林業センサス

平成17年2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる『2005年農林業センサス』が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

1月中旬から農林業を営んでいるみなさまのところに調査員が伺い、調査票に農林業の経営状況などの記入をしていただきますので、ご協力をお願いいたします。